許可番号　第０３４１６０１４３２８号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所　広島県尾道市高須町東新涯４８１０番地５
氏名　有限会社　モトヒロ
　　代表取締役　　元廣　千里

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　**湯　崎　英　彦**

許可の年月日　令和６年２月７日
許可の有効年月日　令和１１年２月６日

１．事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

燃え殻、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管は含まない。】

汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物のふん尿及び動物の死体（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（１）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　8.31㎡、廃プラスチック類（廃容器包装を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、8.31㎥、1m
（２）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　9.21㎡、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、9.21㎥、1m
（３）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　8.95㎡、金属くず（廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、8.95㎥、1m
（４）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.45㎡、がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、6.45㎥、1m
（５）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　7.66㎡、木くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、7.66㎥、1m
（６）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.31㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、6.31㎥、1m
（７）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.47㎡、ガラスくず（廃ブラウン管を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、6.47㎥、1m
（８）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.31㎡、紙くず（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、6.31㎥、1m
（９）広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.31㎡、繊維くず（石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、6.31㎥、1m

(10) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　3.03㎥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、3.03㎥、1m

(11) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6㎥、廃油（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、3.2㎥、容器保管

(12) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6㎥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限り、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、8.4㎥、1.4m

(13) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　12㎥、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、8.4㎥、容器保管

(14) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　12㎥、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、8.4㎥、容器保管

(15) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.84㎥、燃え殻、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい、がれき類及びばいじん（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）、8.2㎥、容器保管

(16) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.84㎥、金属くず（鉛製の管又は板に限り、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、8.2㎥、容器保管

(17) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　4.29㎥、廃プラスチック類（廃容器包装に限り、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、3.64㎥、容器保管

(18) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　4.29㎥、廃プラスチック類及び金属くず（廃プリント配線板に限り、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、3.64㎥、容器保管

(19) 広島県尾道市美ノ郷町三成字小地獄20252番15　6.84㎥、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）、8.2㎥、容器保管

3．許可の条件

4．許可の更新又は変更の状況
令和6年4月10日　　更新許可

5．積替え許可の有無　　無
市名　　―　　許可番号　　―

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考　市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。